

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 令和6年11月22日（金曜日）
午前10時00分開会、午後0時3分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議長挨拶
 - 4 協議事項
 - (1) 令和7年第1回（3月）定例会の日程（案）について
 - (2) 令和6年第4回（12月）定例会の運営について
 - ① 日程について
 - ② 上程される議案等について

ア 報告	6 件
イ 条例	7 件
ウ 補正予算	6 件
エ 契約・財産の取得	5 件
オ 財産の貸付	1 件
カ 指定管理者の指定	1 件
キ 債権の放棄	6 件
ク その他の単独議案	1 件
 - ③ 請願・陳情について
 - (3) 令和7年度税制改正に関する提言について
 - (4) 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について
 - (5) 議会報告会出席議員について
 - (6) 市民からの議会基本条例第6条3項による意見交換会の要請について
 - (7) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	吉田	千鶴子
副委員長	目黒	英一
委員	小坂	博
委員	勝田	達也
委員	矢口	勝雄

委員 田中 義法
委員 菅井 歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長 島岡 宏明
副議長 鈴木 一彦

説明のため出席した者（4名）

副市長 小林 勉
市長公室長 山口 正通
財政課長 瀬古澤 時人
財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 櫻井 良哉
次長 元川 宏
次長補佐 小野 聡
主査 津久井 麻美子
主幹 高橋 陽平
主事 古宮 英剛

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 今日は早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。12月の重要な議会の前に皆様方のお知恵を拝借しまして、今回開催させていただきます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 はい。ありがとうございます。早速協議事項に入ります。協議事項(1)令和7年第1回3月定例会の日程案について協議をお願いします。執行部及び事務局より説明をお願いします。

○小林副市長 おはようございます。令和7年第1回定例会の日程について御協議をいただく前に一言申し上げさせていただきます。この度の第93回土浦全国花火競技大会の中止に関しまして、議員の皆様をはじめ市民や関係者の皆様に多大なる御迷惑と御心配をおかけいたしました。誠に申し訳ありませんでした。この後、第4回定例会に提出いたします議案等の中で御説明させていただきますが、本大会の中止に伴い、有料覧席や広告料等の収入が見込めなくなり、開催に向けすでに実施しておりました事業等の経費を事業者の皆様にてできる限り速やかに支払いを行うため、実行委員会に対する補助金を増額する補正予算を専決処分いたしました。また、本市から新たに補助金を追加しなければならなくなったことや、多くの皆様に御迷惑と御心配をおかけした道義的責任を明らかにするため、市長及び私の給与月額を減額する条例をあわせて専決処分させていただきました。権威ある花火大会が中止になったことを重く受けとめ、今後は信頼回復に努めますとともに、来年の100周年の記念大会に向け、運営方法等について検証を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。それでは、令和7年第1回定例会日程案につきまして、サイドブックス議会運営委員会、令和6年11月22日開催、資料1、第1回定例会日程案をお開きいただきたいと存じます。第1回定例会日程につきましては、資料に記載にありますとおり3月4日火曜日開会、3月25日火曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○元川事務局次長 ただ今の副市長説明の議会側からの補足といたしまして、御案内させていただきます。令和7年第1回定例会におきましては、市長から翌年度の「市政の運営方針と主な施策の概要」が示されると共に、それを実践するための新年度予算案が議案として示されます。これらに対して議会側が代表質問を行うに当たり、通告までの準備期間を確保するため、令和6年第1回定例会より、予算の内示会を2月22日から2月15日に前倒しして開催し、同日に代表質問に必要となる「市政の運営方針と主な施策の概要」と「予算の概要」、そして、議案である予算書を配布することとしたところでございます。つきましては、同様に、令和7年第1回定例会におきましても、2月17日に予算内示会を開催し、同日に「市政の運営方針と主な施策の概要」等を配布する日程案となっております。本来議案は、議会運営委員会での説明後に配布しております

が、この日程の場合、議案である予算書に限り、議会運営委員会前の配布となりますので、その点御了承いただきたいと存じます。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。それではただいまの件で何か御質問御意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 それでは令和7年第1回定例会の日程については執行部説明のとおりといたします。次に、協議事項(2)令和6年第4回12月定例会の運営について協議をお願いします。執行部から日程について説明をお願いします。

○小林副市長 それでは、サイドブックス資料2、第4回定例会日程案をお開きいただきたいと存じます。資料に記載のとおり、12月3日火曜日開会、12月19日木曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。そのほか、全員協議会につきましては、議会の初日の12月3日火曜日9時15分から予定をさせていただきまして、1つ目、土浦全国花火競技大会の中止に伴う補正予算についての専決処分について、2つ目、財産の取得について。これは令和2年、6年度、小学校授業用教科書等の購入の追認に関するものでございます。そのほか、パブリックコメントの実施について9件の報告をさせていただきたいと存じます。また、一般質問最終日の12月11日水曜日には開催時間は未定となっておりますが、一つ、3ヵ年事業計画の実施計画について。二つ、長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方について。三つ、令和6年度補助金等検討委員会について。四つ、令和6年度土浦市議会議員ダイバーシティ研修実施要綱について。五つ目、茨城県水道事業の広域連携についての5件について御説明をさせていただきたいと存じます。なお、議会最終日につきましては、現在案件を予定してございませんが、必要が生じた場合に開催をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○吉田委員長 それではただいまの件で何か御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございます。では次に上程される議案等の説明をお願いします。まず報告について執行部から説明をお願いします。

○山口市長公室長 令和6年12月第4回定例会に提出をいたします、議案等の説明をさせていただきます。今回の提出案件は、1ページの表紙にもございますように、報告6件、議案27件、合わせて33件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件一覧です。提出案件は、報告につきましては、専決処分6件、議案につきましては、条例7件、補正予算6件、契約・財産の取得5件となっております。3ページにまいりまして、財産の貸付1件、指定管理者の指定1件、債権の放棄6件、その他の単独議案1件、でございます。4ページをお願いいたします。報告案件について説明させていただきます。まず、専決処分の承認についてでございます。報告第29号専決処分の承認について。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第3回)につきましては、予算総括表、一般会計歳入歳出予算の表にございますとおり、歳入歳出それぞれ6,009万9,000円を追加し、一般会計総額を602億9,000万5,000円としたものです。具体的な内容につきましては、概要を御覧ください。第2款総務費、第4項選挙費、第

4目衆議院議員選挙費につきましては、去る10月27日に投開票が行われました、衆議院解散に伴う総選挙に係る費用として、投開票事務に係る職員手当や、事務用消耗品、入場券等の郵送料、システム関連の電算業務委託料などを計上したものです。また、歳入には県支出金を同額計上しております。当補正予算は、衆議院解散の日から投開票日までの期間が短く、早急に予算を確保する必要がありましたことから、解散日である10月9日付で専決処分したものです。5ページをお願いいたします。報告第30号令和6年度土浦市一般会計補正予算（第4回）につきまして、先ほど副市長からもございましたとおり、11月2日土曜日に予定しておりました、第93回土浦全国花火競技大会の中止に伴う補正予算です。予算総括表、一般会計歳入歳出予算の表にございますとおり、歳入歳出それぞれ、2億3,000万円を追加し、一般会計総額を605億2,000万5,000円とするものです。具体的な内容は、概要欄を御覧下さい。第6款商工費、第1項商工費、第6目花火大会費につきまして、花火の制作代や観覧席の設置費用、仮設トイレの借り上げ料などの費用については、中止に関わらず支払いが発生する一方で、予定していた有料の観覧席や駐車場、協賛金などの収入が見込めなくなったことから、これを補うため、実行委員会への補助金を増額計上したものです。当補正予算につきましては、関係事業者の皆様にご協力いただき、11月19日付で専決処分したものです。報告第31号市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、本大会の中止に伴う道義的責任を明らかにするため、給料の月額及び期末手当について、市長が20パーセント、副市長が10パーセント、12月から来年2月までの3か月間減額する特例を規定するものです。当条例につきましては、追加の補助金が発生したことに対して、市長・副市長の責任を明らかにするため、補正予算と合わせて11月19日付で専決処分したものです。6ページをお願いいたします。報告第32号専決処分の報告について。学校管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、新治学園義務教育学校内において、職員が刈払機により草刈作業を行っていた際、跳ねた石が、駐車していた相手方車両に当たり、車両の一部が破損した事故の和解です。報告第33号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、小山崎地内において、相手方車両が市道小山崎92号線を走行中、道路と側溝の段差に右前輪が接触し、相手方車両の一部が破損した事故の和解です。報告第34号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、神立中央5丁目地内において、相手方車両が市道神立中央五丁目6号線を走行中、道路の陥没箇所にて左前輪が接触し、相手方車両の一部が破損した事故の和解です。以上、報告第29号から第31号につきましては、地方自治法179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき御承認をお願いするもので、報告第32号から第34号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により和解成立日をもって専決処分し、同条第2項の規定により報告するものがございます。報告案件についての説明は、以上でございます。

○吉田委員長 ただいまの説明で、委員の皆様何かございますか。

○矢口委員 花火の2億3000万円と財政調整基金からの支出ですけど、財政調整基金の残高って、いくらぐらいになるのかちょっと参考までに教えてください。

○**山口市長公室長** 今回専決処分で2億3000万円、財政調整基金のほうからこちらのほうを繰り入れをするということでございます。またですね、この後補正予算、説明させていただきますけれども12月の議会のほうではですね、逆に取り崩し額が3,900万円ほど減るということになっておりますので、現在差し引きですね、今年度約2億6,000万円ほどが減額になるのではないかと見込まれているところでございます。こちら合計をいたしますと、約70億円ほどまだ財政調整基金のほうは残っております。これは12月議会が議決を受ければということになりますけれども。以上でございます。

○**小坂委員** 意見です。もし来年もやるんならば、予算3億ぐらいにしといたほうがいような気がしますんで、意見です。

○**山口市長公室長** はい。

○**吉田委員長** 御意見としてよろしくお願ひ申し上げます。

○**目黒副委員長** 32号の報告の新治学園の駐車場の刈払機の飛び跳ねた件なんですけども、刈払機で草を刈っているときに、ネットで飛び跳ね防止とかってそういった対策等はとられてなかったんでしょうか。

○**山口市長公室長** 以前にも学校内でこういった同様の事故がございまして、管理員が刈払機で草刈りをする際には、車は別のところに止めていただいているということで対処をしておりました。今回、1度草刈りが終わったということで、車を戻した後に整地といたしますか、またやるために再度ちょっと草刈をしたときに石が跳ねてしまったということでございます。今後はですね、車の異動、或いは飛び跳ね防止のパネルといたしますか、防止装置などをつけるように周知徹底してまいりたいと思っておりますので、申し訳ございません。

○**目黒副委員長** ありがとうございます。ちなみになんですけど、この相手方の車両っていうのは、職員以外の構内来校された方の車。

○**山口市長公室長** 教職員の車というふうに伺っております。

○**吉田委員長** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** それではないようですので、次に条例について説明をお願いします。

○**山口市長公室長** 7ページをお願いいたします。今定例会に提出を予定しております議案のうち、まずは条例について説明させていただきます。議案第79号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律による改正に伴い、地方公共団体情報システムの標準化に向けて、住民基本台帳に登録されていない者の情報の管理に関する内容を追加するなどの改正であり、その他条項ズレの整理を行うもので、令和7年1月6日から施行するものです。議案第80号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、フレックスタイム制の導入に伴い、柔軟な働き方を推進するため、一週間あたりの勤務時間は変更せずに1日の勤務時間においてコアタイムとフレキシブルタイムを設け、公務の運営に支障がない範囲で、勤務時間を割り振ることを可能とする改

正などであり、令和7年4月1日から施行するものです。議案第81号土浦市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、給料表等級別基準職務表について、表記のとおり、係長級の職務に、調整官及び困難な業務を処理する主任を加えるもので、8ページをお願いいたします。議案第82号土浦市立保育所条例の一部改正につきましては、公立保育所の民間活力導入に伴う改正でございまして、「土浦市公立保育所民間活力導入実施計画」、「後期計画」に基づき、霞ヶ岡保育所が来年度民間に移管される予定であることから、霞ヶ岡保育所を当条例から削除するもので、令和7年4月1日から施行するものです。議案第83号土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、各市町村に設置が義務付けられている地域包括支援センターについては、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防のマネジメントなどを行う機関で、対応する圏域の高齢者数に応じて、構成する標記専門職の人数が定められておりますが、地域包括支援センターについて、職員配置を柔軟化する改正であり、具体的には、地域の実情やセンターの運営状況等により、常勤換算法による専門職の配置や、地域の実情に応じて、専門職の数を圏域ごとに柔軟に配置することを可能とするものなどであり、公布の日から施行するものです。9ページをお願いいたします。議案第84号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正につきましては、県の医療福祉制度の改正に伴い、税制改正により、所得税法上の控除対象扶養親族から除外された国外に居住する親族について、医療福祉制度では、現行どおり、所得制限上限額に加算できるようにする改正であり、公布の日から施行するものです。議案第85号土浦市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正につきましては、水道法施行令等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直す改正であり、令和7年4月1日から施行するものです。条例改正についての説明は、以上でございます。

○吉田委員長 ただいまの説明で何かございますでしょうか。

○目黒副委員長 議案79号の住民基本台帳に登録されていない者っていうありますけど、こちらのちょっと簡単に御説明、どのような立場の方になるでしょう。

○山口市長公室長 住民基本台帳に登録されていない方。これは住登外っていうふうに言われてるんですけども、住民登録をされてない方が若干いらっしゃいますのでそういった方が当たるものです。

○目黒副委員長 人数的にはどのぐらい想定されてるか。

○山口市長公室長 現在ちょっと資料のほうがございますので後程報告させていただきたいと思います。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 無いようでございます。それでは次に、補正予算について説明をお願いします。

○山口市長公室長 10ページをお願いいたします。補正予算について説明させていただきます。議案第86号は、一般会計補正予算(第5回)、議案第87号から第91号は、

各特別会計の補正予算です。今回の補正は、予算総括表にございますとおり、歳入歳出それぞれ、一般会計に1億2,937万8,000円、特別会計全体で1億312万8,000円。合計で2億3,250万6,000円を追加し、全会計総額を1,031億3,942万9,000円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等の計上や、事業の確定などに伴い事業費を減額計上するものです。11ページから13ページの概要にございますとおり、今回の補正予算は、例年の第4回定例会と同様、人事異動等による、一般会計、特別会計の人件費の補正や、このほか、産業文化事業団が管理しております各施設間の人事異動に伴う指定管理料の増減の補正、また、10月からの最低賃金改定に伴う、一部の所属では会計年度任用職員の報酬の増額計上など、補正予算の件数が多いことから、これら人件費、報酬関係の補正以外で、主なものについて、御説明をさせていただきます。それでは順番に説明いたします。11ページをお願いします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第9目企画費につきましては、水郷筑波サイクリング環境整備事業は、企業版ふるさと納税、ふるさと土浦応援寄附金の一部を活用し、「自転車のまち土浦」のさらなるPRを目的として、サイクリングイベント開催委託料を増額計上するものです。備考欄、その四つ下、第12目、地区コミュニティ活動推進事業費の2項目め、提案型共助社会づくり支援事業につきましては、茨城県が実施しております当該事業については、対象事業の補助について、市も一部支援しておりますが、今年度は対象事業がなかったことから、補助金を減額計上するもの、その二つ下、第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目老人福祉費につきましては、老人福祉センター等整備事業は、ふれあいセンターながみねにおける、経年劣化などに伴う照明器具の更新による、工事請負費の増額計上。その一つ下、2項児童福祉費、3目児童手当費及び、その下の4目母子父子福祉費につきましては、児童手当支給事業、児童扶養手当支給事業について、それぞれ制度改正などに伴い、支給対象者数の増などにより、予算に不足が見込まれることによる、扶助費の増額計上。第6目私立保育園費の、私立保育園運営事業。その下の私立認定こども園運営事業は、令和5年度の私立の保育園等への給付費の精算に伴い、既に交付を受けた国庫支出金の返還金の計上、その下、病児、病後児保育事業は、保育施設や医療機関などで実施する病児・病後児保育サービスに対する補助金について、補助基準額が増額改定となったことなどに伴う補助金の増額計上。6目私立保育園費の4項目及び13目放課後児童費につきましては、国庫支出金返還事業は、令和5年度に交付された、国の「子ども・子育て支援交付金」の対象となっていた、延長保育事業、病児保育事業、実費徴収補足給付事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業の精算に伴う、国庫支出金の返還金の増額計上。一番下の、第3項生活保護費、第2目扶助費につきましては、生活保護事業において、当初の見込みよりも生活保護受給対象者が増加していることによる、生活保護費の増額計上。12ページをお願いします。一番上の、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費につきましては、各種予防接種事業は、新型コロナウイルスワクチン接種の副反応等により健康被害を受けた3名の方に対する、救済給付金（補助金）の増額計上。その4項目下の、第8款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、救急資機材整備事業は、寄附金を活用し、AEDトレーナー

7台の更新に係る、備品購入費の増額計上。3項目下の、第9款教育費、第2項小学校費、第3目学校建設費につきまして、小学校遊具大規模修繕事業は、「水郷筑波サイクリング環境整備事業」の財源とした、企業版ふるさと納税、ふるさと土浦応援寄附金の残額を活用して、市内小学校への遊具設置に係る、工事請負費の増額計上。6項目下の最後にあります、第5項保健体育費、第4目学校保健管理費につきましては、小学校口腔衛生推進事業は、小学校のフッ化物洗口に係る経費について、当初、財源に県支出金を見込んでおりましたが、より有利な国庫支出金が該当となったため、財源更正も含め、特定財源を増額計上するものです。その下、人件費補正欄につきましては、例年、人事異動等によりまして第4回定例会において、一般会計では人件費についての増減補正を行ってございまして、その額をまとめて計上してございます。13ページをお願いいたします。つづきまして、特別会計につきましては、下水道事業会計の、公共下水道雨水排水路整備事業において、継続して実施している当事業の財源となる、国から交付金の追加を打診されたことから、工事の延長分に係る工事費を増額計上するものです。そのほか、一般会計同様、特別会計におきましても、人事異動に伴う人件費の補正予算を計上するものです。補正予算につきましては、以上でございます。

○吉田委員長 それではただいまの説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。次に契約財産の取得からその他の単独議案について説明をお願いします。

○山口市長公室長 14ページをお願いいたします。つづきまして、契約・財産の取得について説明させていただきます。予定価格1億5,000万円以上の工事等の請負契約、及び、予定価格2,000万円以上の不動産等の取得につきましては、条例により議会の議決が必要なことから、議案として提出するものです。議案第92号常磐線荒川沖構内56キロ928メートル付近本郷道踏切歩道設置工事に係る施工協定の締結につきましては、荒川沖東三丁目地内における、踏切への歩道設置工事について、東日本旅客鉄道株式会社と2億4,960万円で施工協定を締結するにあたり、議決をお願いするものです。議案第93号財産の取得について。消防庁舎整備事業に伴う用地取得につきましては、老朽化が進む荒川沖消防署と、南分署を統合した、新たな消防署を整備することに伴い、地権者10名と、24筆、面積6,998.14平方メートル、合計金額6,021万8,914円で契約を締結するにあたり、議決をお願いするものです。15ページをお願いいたします。議案第94号から議案第96号の財産の取得につきましては、令和2年度及び令和6年度の小学校教師用の教科書、指導書、デジタル教科書の購入に関しまして、追認をお願いするものです。4年ごとの教科書採択替えに際し、教師用の教科書等を購入してございますが、本来、契約目的が同一のものであれば、合算して1件の契約として取り扱うべきところ、契約の相手方との個別の契約額が2,000万円を超えていなかったことから、議会に付すべき財産の取得に当たらないと錯誤し、議会の議決を経ずに購入したものです。議案第94号及び第95号は、令和2年度分として随意契約により、小学校教師用指導書及び教科書を3,864万9,326円で、

デジタル教科書については、2,076万6,240円で、議案第96号は、令和6年度分として、教科書、指導書及びデジタル教科書を、同じく随意契約により、5,983万7,115円で、それぞれ、茨城県教科書販売株式会社ほか3社から購入しておりますことから、あらためまして、今議会で承認をお願いするものです。今後、この様なことが無いよう、周知、徹底を図ってまいります。誠に申し訳ありませんでした。なお、これ以外にも、過去の契約案件において、「追認」に該当するものがあるか、あらためて全庁的に確認しているところでございます。16ページをお願いいたします。つづきまして、財産の貸付でございます。地方自治法の規定により、条例で定める場合を除き、適正な対価なくして財産を貸し付ける場合には議会の議決が必要なことから、議案として提出するものです。議案第97号財産の貸付について、庁舎の一部を商業施設として貸付けるものでして、本庁舎の地下1階部分につきましては、現庁舎への移転に合わせて、平成27年9月24日より10年間、当時の不動産の鑑定額から減額した賃料にて、(株)カスミに貸し付けているところですが、賃貸料については、カスミとの協議によりまして、公募価格下を回る金額で、議会の議決を経て、契約をしております。来年9月23日をもって貸付期間が満了することから、今後10年間の賃料といたしまして、当時と現在の不動産鑑定額を比較し、その減額割合を現在の不動産鑑定額に乗じて得た額、税別で、年額1,372万3,332円で、引き続き、(株)カスミに貸し付けることにつきまして、議会の議決をお願いするものです。つづきまして、指定管理者の指定です。地方自治法の規定により、指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要なことから議案として提出するものです。議案第98号土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定につきましては、表にございますように、令和7年4月1日からの5年間、総額で1億4,950万円を限度額として、土浦市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものです。17ページをお願いいたします。議案第99号から第104号は、債権の放棄でございます。地方自治法の規定により、権利の放棄については、議会の議決が必要となることから、議案として提出するものです。市税滞納などの公債権については、時効の完成と同時に債権が自動的に消滅しますが、私債権については、時効が完成しても自動的に消滅せず、市が債権放棄をしたうえで、不納欠損処理をする必要があることから、下の表にありますとおり、議案第99号については、出産費資金貸付金について、債務者2人、放棄する債権総額は48万4千円、議案第100号については、高額療養費貸付金で、債務者15人、放棄する債権総額は367万9,000余円、議案第101号については、子育て短期支援事業利用徴収金で、債務者1名、放棄する債権総額は4万1,000余円。議案第102号については、児童クラブ育成料で、債務者100人、放棄する債権総額は236万8,000余円。議案第103号については、市営住宅使用料及び駐車場使用料で、債務者15人、放棄する債権総額は1,180万3,000余円、議案第104号については、水道料金で、債務者は法人を含む419人、放棄する債権総額は468万5,000余円。いずれも債務者の居所不明や、生活困窮などにより、徴収の見込みがないものとして時効が完成したため、債権の放棄について議決をお願いするものです。18ページをお願いいたします。最後は、その他の単独議案で

す。議案第105号公の施設の区域外設置に関する協議につきましては、地方公共団体が、区域外に公の施設を設置する際には、関係地方公共団体との協議が必要となり、その協議については、議会の議決が必要となることから、議案として提出するものです。現在、整備を進めております、市道1級42号線田村沖宿線延伸道路整備事業につきましては、一部、本市とかすみがうら市との行政区画に沿っており、当該箇所については、道路拡幅工事により、市道の一部をかすみがうら市の行政区域内に設置することになることから、その協議について、令和3年12月議会で議決をいただいたところですが、その後の整備計画の修正に伴い、設置の場所及び事業地の面積比の割合の変更による経費の負担割合に変更が生じたことから、改めて議決をお願いするものです。第4回定例会に提出いたします議案等の説明は、以上です。

○吉田委員長 ただいまの説明で何かございますでしょうか。

○勝田委員 16ページのカスミへの貸付の件でちょっと教えてください。これ10年間新たに貸付期間を設定するという御説明をいただきました。その中で何点か確認をさせていただきたいんですが、経緯から言うと、私もカスミさんがあそこに入っていて、非常によかったというふうには思っております。その中で価格に関して、これ以前より安くなったんですか。御説明だと賃料相場の下落に伴ってというような節があったかと思うんですが、それであれば、私はちょっと賃料相場が下落しているという認識はあんまり持ってなくて、建て付け上そういったことになってるのかなという気がしますが、その辺りのちょっと理論的にどういうふうにこれ説明が市の財産ですから、私どもを聞かれたときに市民の方に説明ができるのかという点で、理論上のたてつけを教えてください。それから2つ目が、いただいて非常に中心市街地とかこの駅前あたりのほうに便利になってるという認識でおります。賃料が賃料相場っていうのはこれ一般の床面なんてのかなと。賃貸物件に比べてかなり破格に安いだろうというふうに私は認識をしております。ちょっと執行部わかんないですけど、その中でいただくために設定している価格というと、これ需要と供給の関係がありますから、まずそこは私は個人的には致し方ないと思っておるわけですけども、10年間、そうすると賃料をこれで固定するという事は、契約自体の内容というのは10年縛りになってるのかどうかというのを教えてください。要は10年の途中でも、お互いの都合で解約できるのかどうかという辺り、これちょっと、もしこの場でふさわしくなければ後でもいいんですけど、というところが2つ目、3つ目が、これ入札によらないで多分やってらっしゃると思うんですけども、なぜそうしてるのかというこの3点、ちょっと教えてください。

○山口市長公室長 まず3点ほど御質問をいただいたかと思えます。まず賃料の算定にあたっての根拠ということだと思います。一般的な賃料が下落してはいないのではないかとごさいましたけれども、担当課で不動産鑑定をとった結果ですね、7パーセントほどここにつきましては下落しているということで、前回から7パーセントほど下落した賃料を設定したというのがまず1点目でございます。2点目10年間の契約におきまして、途中でですね、架空の改定が行えるかどうかといった御質問だったかと

思います。

○**勝田委員** 10年間お互いに途中解約できないような条項で、要は10年間いていただけ。契約なのかどうかです。

○**山口市長公室長** 契約につきまして10年間であると認識しておりますので、ただ途中でですね。何らかしら何かの事情によりましてカスミ側が退店するカスミさんが書いた移転するということ等につきましてちょっと契約書のほうを確認させていただいて、お答えのほうを後程させていただきたいと思います。それから契約方法について3点目質問、御質問であったかと思います。現契約につきまして、協議の上ですね継続をすることができるという契約のほうになっておりまして、カスミ様のほうから出店継続意向書というものが本年の5月に出されているということで、優先的にカスミさんと交渉の上、契約をしたいというものでございます。以上でございます。

○**勝田委員** わかりました。了承しました。ちょっと1点。不動産価格の下落に関しては、中心市街地のいわゆる賃貸の対価が7パーセント下落してるということは、中心市街地の活性化がうまくいってないというふうにもとれますので、あそこは中心市街地の活性化を目指して我が市もやってるわけですから、あまり結果的にね、いいことではないなというふうに思います。ちょっとこれは個人の感想です。

○**吉田委員長** 感想ということでよろしいですか。

○**勝田委員** はい。その他ございますか。

○**田中委員** 17ページの債権の放棄ということで、あるんですけど、これってやっぱり毎年請求はしてるけど、音沙汰ない、支払いがないということで、これまた毎年毎年同じような金額ぐらいで増えていくんでしょうか。

○**山口市長公室長** 債権の放棄につきましては、これまで土浦市では債権の放棄をしたことがなかったんですけど、これが初めてのケースになります。債務者のほうがですね、こちら側の債権取立という言い方は変ですけども、納税或いは納入していただきたいということで連絡をしてるんですが、連絡を取れない方もいらっしゃいます。そういった方については居所不明者ということで、どうしても徴収することができないということで。担当課のほうではですね、徴収の努力は尽くしているんですが、どうしても取れない方がいらっしゃるということで、今後このようなケースで債権の放棄の案件が議会のほうに提出されていくことになると思います

○**田中委員** 時効になれば払わなくていいというふうになってしまうといけないので、その辺ちょっと検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**山口市長公室長** 債権放棄するということは重大なことでございますので、何とか或いは市としてしましても、今後も徴収努力っていうのは欠かさず続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○**菅井委員** すいません。今のお話でちょっと付随するお話で気になったんですけども、児童クラブ育成料のところの100人っていうのは、結構人数多いなっていう印象だったんですけど、その連絡が取れないとか、この100人って児童クラブ行くってことは、どこの誰かっていうのは少なくともわかってるのかなと思うんですけど、連絡取

れないってこと、そんなにあるものなんですか。

○**山口市長公室長** 児童クラブ育成料で債務者100名と説明をさせていただいたと思います。様々なケースがあるとは思いますが、引っ越しされる方もいらっしゃると思いますので、なかなかこちらのほうは先ほど来申し上げておりますとおり、徴収の努力は続けているんですが、居所不明であったり、或いは経済的關係なんかもあるかと思えますけれども、様々な理由で徴収が不能になったということでございます。100名に關しまして多いという御指摘かと思えますけれども、こちらは多分、児童クラブが始まって以来ずっといらっしゃいますのでトータルで100名になってしまうと。今回が初めてですので、どうしても人数のほうが多くなっているということでございます。以上でございます。

○**菅井委員** よくわかりましたありがとうございます。

○**矢口委員** 私からもこの債権放棄についてお伺いします。今回初めて上程されてる重要な案件ということで確認したいんですけど。この議案の扱いとしては、それぞれの案件について、それぞれ1本ずつ議案を上げると。担当の常任委員会にそれぞれ振り分けられるということによろしいんですね。

○**山口市長公室長** 矢口委員のおっしゃるとおりでございます。この議案ごとに各常任委員会に付託されるということになります。

○**矢口委員** 参考にお伺いしたいんですけど、仮にですよ、まずないでしょうけど、放棄した後に御本人が払いたいって言ったときに、制度上、受入れることができるのかどうか。

○**山口市長公室長** 議決をいただいて、債権放棄したとしてもお金を相手方が支払いたいということになればそちらはいただくということになります。

○**吉田委員長** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** ないようでございます。以上で上程される議案等の説明は終わりました。その他執行部から何かございますでしょうか。

○**小林副市長** 特にございません。

○**吉田委員長** それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

<執行部 退席>

○**吉田委員長** では協議に戻ります。次に、請願陳情についての協議に移ります。受理番号19土浦市さわやか環境条例に関する陳情書について、事務局から説明願います。

○**元川事務局次長** 資料4をお願いいたします。1ページの請願陳情文書表を御覧ください。提出期限まであと1週間ありますが、これまでに提出されましたのが陳情3件でございます。まず、受理番号19土浦市さわやか環境条例に関する陳情書につきましては、市内の陳情者から提出があったもので、資料は2ページ、3ページになります。内容につきましては、3ページの趣旨及び陳情事項を朗読させていただきます。要約させていただきますと、土浦市さわやか環境条例については、制定後30年が経過するが、実効性がなく、目的とする「美しくさわやかな環境の形成」の達成には程遠い状況であ

ることから、条例の見直し等について陳情するもの。一つ目として抑制効果を高めるための条例第8条（罰則）の見直しの検討、条例改正。二つ目現場での料徴収や取締りの検討。三つ目として条例第4条（市の責務）をより深く自覚するよう市職員に促す。四つ目として市民に対し、様々な手段により継続的に本条例についての啓発活動を行う。というような陳情となっております。本陳情書の取扱いについて、御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 それでは、御意見はございますでしょうか。

○小坂委員 一応文章を読むとですね、全く実効性がありませんっていうふうに書いてあるんですが、それは本当なのかどうか私にはわからないんですけど。という前提でこれ出てきてるんで、その辺は陳情書の中には書いてなかったんですか。

○元川事務局次長 特にこの陳情書に記載してあることが御本人の感じられてることでごさいますして、実際に罰則を設けても、その取り締まりの部分とかどうなんだというような問題提起として事務局のほうはとらえているようなところでございます。以上でございます。

○小坂委員 ていうことはあくまで感覚主観ということですよ。これってどうやって議論したらいいのかちょっと私にはわかりかねるんですけど、私がちょっと知識が足りないんでそういうふうに感じてしまうのかなという感じがします。一応そんな話でごめんなさい。

○元川事務局次長 今、小坂委員がおっしゃったとおり、こちらのほうはあくまでもこの陳情書の提出者の方が感じられていることでごさいますので、こちらのほうの内容を審査というか、協議するに当たっては、実際に罰則のほうがどうなってるかとか、そういったものは所管課のほうに確認した上で、内容の協議というような形になるかなということで考えてございます。以上でございます。

○小坂委員 これは委員会で取り上げるっていうことになるんですか。そういう意味で出てるんですか。

○元川事務局次長 この協議の場といたしましては、こちらの陳情書取り上げるかどうかという部分と、あとは取り上げればどちらの付託先とするかということで御協議をお願いしたいと。

○小坂委員 とすればですね、多分これがごみ関係ですねというなると、これ、簡単だと思うんですよ。実際に呼んでいろいろ聞くことも。これ主観で言ってることって、本当にこれ議論されることなのか、どうかすら分からないということになるような気がするんですけど、これってこういう陳情っていいんですか。例えばちゃんとこれでこれはこうだったっていうふうに、出すのが通常じゃないかなって気がするんですけど。これで受け取っちゃうと、なんでもいいのみたいになっちゃうんで、どうなのかなと思って。ごめんなさいね。ちょっと混乱させるつもりはないんですけど。

○元川事務局次長 はい。今御意見いただいた部分、陳情の部分につきましては、こちらで明確な理由があれば、そちらはお断りできるような項目は設けているんですけども、その内容にいずれも該当しないというものについては、なかなかそこでちょっと御

本人に出さないでくださいと申し上げづらい部分がございます。

○小坂委員 ということはあまり分からなくても、一応受け取ってそれで付託して委員会でもやってもらうということなんですね。

○元川事務局次長 はい。

○小坂委員 わかりました。

○元川事務局次長 手元にちょっと網羅した資料がないのであれなんですけど、例えば個人を誹謗中傷するような内容ですとか、あとは議会で協議するのにふさわしくないというようなもので、いくつか項目、ホームページのほうにも陳情という部分で明記させていただいているような内容の項目がございます。こちらの先ほどちょっとお断りという言葉で私説明してしまったんですけども、こういうものは御遠慮くださいということでホームページ等を御案内してるんですけども、項目としては7つほどございます。法令または公序良俗に反する恐れのあるもの、あと先ほど申し上げた特定の個人または団体を誹謗中傷しその名誉を傷つけ、または信用を失墜させる恐れのあるもの。3といたしまして係属中の裁判事件に関するものなど司法権の独立を侵す恐れのあるもの。四つめとして私人間、個人で解決すべき問題と考えられるもの。五つ目としてすでに願意が達成されているもの、または実現の見通しが明らかなもの。六つ目として市職員の身分に関し、懲戒、分限など個別の処分を求めるもの。最後にその項目以外で陳情の内容が議会で審査することが適当でない判断されるものをこちらの内容については請願陳情になじまないの御遠慮くださいということで、ホームページのほうは御案内させていただいておりますので、こちら御遠慮ということで、窓口のほうで持ってこられたものをお断りするような、先ほど説明したんですけども、そういったものについては、全協での配布にとどめるとかそういった対応となるような形になっております。以上でございます。

○矢口委員 とっても大事なことなんで。すいません議運のフォルダーに今の内容をもしできればアップしていただいて、文章でちょっと我々も確認したほうがいいんじゃないかなと思ったんですがいかがでしょうか。

○元川事務局次長 こちらのほう、ホームページだけではなくて先例集のほうにも明記されてございまして、先例集の96というものに今の内容がすべて書かれているような形になっております。

○吉田委員長 それを載せていただければということで。

○元川事務局次長 議会提要の中の先例集という中に載っております。

○吉田委員長 一番新しいものをもう一度すいませんお願いします

○元川事務局次長 議会提要の中に先例集というフォルダがございます。その令和6年3月4日現在のそちらの先例集の一番新しい一番右側のファイルになるんですけども。ページで申し上げますと、16ページをお開きいただければ、先例96に読ませていただいた内容が記載されております。

○吉田委員長 第8章の請願陳情等ということで、第2節の96のところですね。今お手元の先例集の見直しということ、これに基づいてということではございますが、御

意見がありましたらお願い申し上げます。非常に小坂委員さんの疑問に思っただけで、その心情的な部分感情的な部分、提出者のそういった個人的な考えのもとに出されてきたこうしたものについてですね、この改正内容に含まれる、これ審議できないというものに含まれるとういうこととなります。

○**小坂委員** 何て言ったらいいのかな。例えばですね、具体的に私の住む地区の周辺でも以下のような状況が見られますと、市道上に定期的にたばこの吸い殻をばらまかれていますとか、こういうのがありますよね。これを例えば一つずつね、例えば市に話してやるというのは分かるんですよ。それはただこれ条例についてということなんで、条例をどう扱うかっていうのはちょっと、論理的にこれっていいのかなってというのが、私の考え方なのね。個別問題はそれはそれでいいと思うんですけど、例えば吸い殻がそれそうすれば環境衛生課だよとか、例えばハトがいっぱいいて糞をしてるよとかいうと、それは農林水産課がなあなんてね、そんな話になってくることだと思っただけよね。ですからねそういう話なんだけど、これそうじゃなくて、大きい条例をどうするかっていう、これ条例を変えましょうよっていう話っていうか、条例に対しての陳情だとすると、実際にもうちょっと何ていうか、理由を具体的には自分の心情的なことじゃなくて、じゃなければやっぱりは何ていうかな、これを議論されるほうも困るんじゃないかなと思っただけで、別に中身がおかしいと言ってるわけではないんですよ。これは当然あることだから、だからただ手続きを大丈夫かなっていうふうに思っただけなんです。すいません、意見として皆さん聞いてください。

○**鈴木副議長** これも毎回同様、毎回というか、頻繁に最近こういった同様の請願陳情の扱いについて出てきてるように思うんですよ。今まだここに行く前に、要は議運にかける前の段階で止まっているような、中身がちょっと複雑な陳情を実はあるんですけども、そういうのを含めて、今の制度だと、来たものをそこその内容だと、受理をするしかないんですよ。現行の制度であると。何かこの受理をする、しないかっていう手前で、事務局だけの判断じゃなくて、議運が入って判断をするっていうような決まりを設けておかないと、こういった問題が頻発すると思うんですよ。だから今後のこと、今回これ受理してしまったので、付託先の委員会を決めるしかないのかと思うんですけども、今後のことを考えて、議運で請願陳情を受理するかどうかを精査する場を設けるとかしていかないと、こういったことが起こると思うんで、その辺は事務局のほうはどういう考えっていうか、現行の制度とはどう改正をしなければならないというところを、そこを事務局説明できますか。

○**小野書記** 昨年2月28日の議会運営委員会のほうでこの請願陳情に関するものに関して、細かく規定され、先例に載ったという経緯のほうがございますが、本来、現状でいきますと副議長のほうからお話のほうがありましたとおりに、事務局とすると、一旦受けざるをえない。受理の判子を押ししかないという状況下になっております。その上で現状でいきますと、やはり付託した委員会のほうに付託をお願いをし、そこで、採決をしていただくという方向性しか今ない状態です。今回の案件に関してもそれに基づいて行っておりますので今回はそのままいかにざるをえないかなというふうに事務局のほう

としては考えております。ただ、副議長がお話したとおりに今後そのようなものが頻発されるといことが考えられる、ここ2・3回の定例会見ますと考えられますので、請願及び陳情に関してのそのような項目のほうを議会運営委員会の中で協議していただければと考えております。

○勝田委員 事務局の説明はわかりました。議長のほうがいいのか、議長にお尋ねしたいんですけど。これ議長名で出すじゃないですか。当たり前ですけど。事務局は今の規定に従って受理をしました、せざるを得ないということなんだから、もうそのとおりでと思います。それを実際に議運に上げるかどうかというのは、これは議長のほうが判断するっていうワンクッションが入るもんなんじゃないですか。逆に言うんですよ、事務局が受理したもので、議長の判断で議運には出さないということもあり得るのかどうかというのをちょっと。

○島岡議長 前回もそれがあったと思うんで、ただ今回の場合は皆さんにお諮りしたいというそういうことでございます。

○勝田委員 そういうこともあり得る。

○島岡議長 はい。

○勝田委員 わかりました。ということは、今のは前回もあったということは、断つてのもあるんだよという、要は議長判断が1回入るよってそういうことでいいんですよね。

○島岡議長 はい。私の認識の中では、それもありました。あり得ると。ただ今回は出させていただいたと、そういう判断でございます。

○勝田委員 議長がお出しになったんでそれはそれで尊重します。そのとおりでいいと思うんですが、ちょっと聞きたかったのはね、議長のほうで要は出さないで止めることもあるのかなど。要はワンクッション入るのかどうかっていうの確認だけです。

○鈴木副議長 補足で、実際ワンクッション入れてる案件が今あるんです。ただ、本当はこの(7)の全各号に掲げるもののほかという条文の運用を、例えば正副議長に一任されてそこでやったほうがいいのか、それとも議運の皆さんにお諮りしてから受領するかっていう、一旦だけ保留の状態にしてみんなで話し合ってから、受理をするしないを決める場があったほうがいいのかというのが私の考えで、もしそういった方向でね、皆さんが議運のメンバーの方々がそういう方向がいいということであれば、次回までにそういう協議の場を設けていただいて、そこで受領するかどうかあやしいものに対しては、一旦審査をしてから受理を決めるという流れを1つ作っておいたほうがいいのかと思うんですが、その辺は議運の委員長にこの先のことはお任せいたしますので、よろしく申し上げます。

○小坂委員 今、副議長のおっしゃったこと、そのとおりでと思いますし、それから先ほど事務局のほうも何らかの形で議運のほうで議論されたいんじゃないかという話もしてますんで、多分そういう方向かなと一応思うんですが、どういう形になるかはこれから議論していただいて、そして議員のほうに上げていただくという形でお願いたします。

○吉田委員長 ただいま議長そして副議長、また小坂委員、小野事務局からもお話がございました。本当にこうした様々な考え方のもとにですね、この請願陳情という、この判断について、先ほど改正内容が前回出てきた上で出てきた改正内容なんですけれども、やはりなかなかそれではわかりにくい。受け取る受け取らない、その判断が事務局にまずは任されているんだけれども、その事務局もその判断をしかねるといふそういう状況もあるのかなというふうにも感じた次第でございます。この辺、議運でしっかりですね、請願陳情について議論を重ねていかなければならないなというふうに思った次第でございますので、今後また議長のもとに、しっかりと議運でこの案件に関しまして、この陳情書は一旦受けるということでございますが、それ今後のことについてしっかりと議運で図ってまいりたい、そのように思ういますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○島岡議長 議長といたしまして、陳情請願を私の権限で受け付けないということに関しましては、よっぽどのことじゃないと、それはできないなと考えております。ですから、諮問機関である運営委員会のほうで、今委員長がおっしゃられたとおりにやっていたら方向性はいいのかなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○吉田委員長 それではですね次に番号19の陳情についてでございますが、まず付託先でございます。内容から申しますと、様々な御意見があった中ではありますけれども、総務市民ということで、付託先を考えたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしということでございます。それでは、受理番号19については、ただいまのとおり決定をいたします。付則としてですね、こうした御意見があったということですね、事務局から総務市民委員長にまず報告していただいた上での議論をしていただければなというふうに思いますので、そのこともあわせてお願いを申し上げます。次に、受理番号20明るく正しい選挙の啓発に関する陳情書について、事務局から説明願います。

○元川事務局次長 資料は4ページ5ページでございます。受理番号20明るく正しい選挙の啓発に関する陳情書というものでございます。こちらはただいまの受理番号19の陳情者と同一の市内の陳情者から提出があったものでございます。内容につきましては趣旨のほうにございますけれども、豊かで幸せな生活を送るためには選挙が明るく正しく行われる必要があるということで、本市においても他の自治体に倣ってホームページなどを使って、違法な選挙活動ですとか、文書図画の規制等について積極的に周知をする必要があるというような主旨でございます。陳情事項といたしましては、選挙管理委員会、市、市議会による明るく正しい選挙についての継続的なPR活動の実施という内容となっております。そして、そして資料6ページ以降に添付されておりますのが、6ページから9ページには水戸市の選挙管理委員会事務局のほうでホームページに記載している内容。10ページ11ページは取手市の総務課で掲載しているホームページの内容を、12から14ページのほうに同じようにそれ以降も、他市のそういったホーム

ページの記載の内容ということで、参考資料ということで添付されているような陳情書でございます。こちら取り扱いについて御協議をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは皆様御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございますので、受理番号20の陳情書について、付託先はいかがいたしましょうか。選挙ということですので総務市民委員会ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 それでは受理番号20については、ただいまのとおり決定をいたします。総務市民委員会に付託するというので決定をさせていただきたいと存じます。次に市外者からの郵送によります受理番号21臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情書について事務局から説明願います。

○元川事務局次長 こちらは資料20ページになります。こちら受理番号21につきましては、ただいま委員長のほうから御案内があったとおり、市外者からの郵送によるもので、一般社団法人中国における臓器移植を考える会の代表から提出のあった臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書を提出の陳情でございます。内容につきましては、要約させていただきますと国際社会と足並みをそろえ臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航を防止するための法整備及び適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発を求める意見書の国への提出となっております。資料のほう21ページがその意見書案、次の22、23ページには中国における臓器移植に関する添付資料が添えられてございます。市外者からの郵送による陳情につきましては、先例におきまして議会運営委員会に報告し全議員への報告について諮り、本会議には上程しないとされております。つきましては全員基本全員協議会におきまして全議員に配布する形でよろしいか御協議をお願いしたいと存じます。なお以上の陳情3件の提出者の情報のうち個人情報に当たる個人の住所ですとか、氏名につきましては傍聴者及びホームページ公開用資料について、個人情報保護の観点から該当部分について黒塗りにしておりますことをここで申し添えさせていただきたいと思っておりますよろしく願いいたします。

○吉田委員長 それでは皆様から御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特に御意見はないと存じます。事務局説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において全議員に配布することで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは受理番号21については、ただいまのとおり決定をいたします。ここで、市長公室長のほうから先ほどの件に関しましてよろしく願い申し上げます。

○**山口市長公室長** 先ほど議案等の説明をさせていただいた際、いくつか質問を受けまして私のほうで回答させていただいたんですが、まず訂正させていただきたいものがございまして。矢口委員より債権放棄した後に相手が納付してきた場合に受けられるかというお話をいただいたかと思っております。債権放棄額も確定した場合、債権がなくなってしまうので、その債権として納付を受けることはできないと。ただ相手が支払いたいということであれば何らかの形で、それはその債権とは別にいただくことは可能だという解釈だということでございます。それから勝田委員のほうからカスミとの契約10年間と。今後も10年間ということございまして、ただ双方を協議の上何らかの理由によりまして、契約の変更といえますか、廃棄といえますか、また例えば退店したいということであれば退店することもできるということでございます。ただ10年間の契約ということでございます。それから目黒委員から住登外者がどれぐらいいるんですかといったご質問をいただいたかと思っております。こちらちょっと正確にはですね数字のほうが出てきません。住登外者ですから、土浦市に住民票のないほうが何らか土浦市に関わりのある方ということで、様々な業務がありまして、市民課でその住登外者だけをどれぐらいだっている数を把握することはできないです。それぞれの業務ごとになってしまいますので、それを足し上げたりする作業が必要ということで、すぐに正確に数字のほうを出すことはできないということでございます。以上でございます。申し訳ございませんでした。

○**吉田委員長** 皆様、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○**吉田委員長** ありがとうございます。それでは次に協議事項(3)令和7年度税制改正に関する提言について協議をお願いいたします。事務局より説明願います。

○**元川事務局次長** 資料5をお願いいたします。こちらは、毎年この時期に法人会から提出されております税制改正に関する提言書でございます。内容は、中小企業の活性化に配慮した税制の構築を提言書として取りまとめたというものでございます。先例では、議会運営委員会にて全議員への報告について諮ったうえで、全員協議会において全議員に配布することとなっておりますが、その形でよろしいか御協議をお願いいたします。

○**吉田委員長** ただいまの件で何か御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** 特にないようでございます。では令和7年度税制改正に関する提言については、全員協議会において全議員に配布することでご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** 異議なしと認めますそれではただいまのとおり決定をいたします。次に、協議事項(4)地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について協議に移ります。事務局から説明をお願いします。

○**元川事務局次長** 資料6をお願いいたします。こちらは、例年この時期にシルバー人材センターから提出されております要望でございます。内容は、本文最後の段落の2行目以降に記載のとおり、市区町村における国の補助金と同額以上の補助金の確保やセン

ターに対する事業発注等について要望するというものでございます。先例では、先ほどの提言と同様、議会運営委員会にて全議員への報告について諮ったうえで、全員協議会において全議員に配布することとなっておりますが、その形でもよろしいか御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 皆様から御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 特にないようでございます。それでは、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望については、事務局説明のとおり全員協議会において、全議員に配布することで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それではただいまのとおり決定をいたします。次に協議事項5 議会報告会出席議員について協議をお願いいたします。これは議会報告会を開催するにあたり、同実施要綱第5条に報告会に出席する議員については、議長が議会運営委員会に諮って決定するとありますことから、議長より協議を依頼されたものです。では議会報告会の所管である広報広聴委員長から報告会の概要等について説明願います。

○鈴木広報広聴委員長 サイドブックの資料7を御覧ください。今年度2回目となる議会報告会意見交換会といたしまして、土浦商工会議所と実施を予定しております。現在、会議所等の中身は協議中でございます。対象は土浦商工会議所役員約30名程度。日時は令和7年の2月21日金曜日、午後2時30分から午後4時30分まで。場所を土浦市役所本庁舎4階、土浦市議会、議場と委員会室。おそらく全協やる部屋での実施となると思います。内容は委員会活動報告意見交換会を予定しておりますが、会議所側の意向として意見交換会のほうに主眼を置きたいような話に今進んでおりますので、委員会活動報告のほうは短めにして、なるべく会議所の皆様方との活発な意見交換ができればいいかなということを想定して、今準備をしております。本件につきましては委員長から説明がありましたとおり、議会報告会実施要綱第5条の規定により、報告会に出席する議員については、議長が議会運営委員会に諮って決定することとなっておりますことから、出席議員についての御協議を議運の皆さんにお願いをいたしたいと思っております。以上です。

○吉田委員長 ただいま説明がございました。皆様何か御意見等ございましたらお願いいたします。特にないようでございます。それでは全員全議員参加ということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは12月3日の全員協議会において、広報広聴委員長より報告を願います。次に協議事項(6) 市民からの議会基本条例第6条3項による意見交換会の要請について協議に移ります。事務局から説明を願います。

○元川事務局次長 資料8をお願いいたします。本件につきましては、土浦市議会基本条例第6条第3項の「委員会は、市民からの要請があるときは、審査の経過等を説明す

るとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう努めるものとする」という規定に基づき、令和6年11月19日付けで、資料1ページにございます「審査の経過等の説明及び意見の交換に関する要請書」が市民から提出されたものでございます。1趣旨といたしましては、議会基本条例第6条第3項の規定に基づき、審査の経過等の説明及び意見の交換について要請するというもので、2意見交換の議題といたしまして、令和6年度補助金検討委員会の提言を基に、補助金に対する本市取組み態勢についてを議題とした意見交換を望まれており、別紙として、提出者が作成した、2ページ目に掲載の資料の添付がございました。こちらの要請書への対応について、所管となる総務市民委員長より議長に話があり、本日、議会運営委員会の委員の皆様にご協議いただくことになったものでございます。なお、参考として、資料3ページに議会基本条例第6条の条文を添付させていただきました。また、「令和6年度補助金検討委員会の提言」につきましては、土浦市補助金検討委員会による「補助金の見直しについての提言書」であり、来週の総務市民事前委員会で報告のうえ、第4回定例会の会期中の全員協議会で全議員へ報告を予定しているものでございます。本要請書への対応について、御協議をお願いしたいと存じます。

○吉田委員長 皆様から御意見ございますでしょうか。

○小坂委員 改めましてちょっと確認なんですけど、この補助金のあり方についてということでの、これはもう報告書はもうできたということでもよろしいんですかね。それとパブリックコメントを全部入れて全部終わってるっていいんですかね。

○元川事務局次長 はい、もう提言書のほうはできておまして、先ほど御案内のとおり、今度の定例会の会期中に全議員の皆様にご報告する予定ということで伺ってございます。

○小坂委員 ということは、これからこのことについて議論されるということですよ。それを要するにこれから委員会に付託されてかどうかわかりませんが、議論をされるという前提でこれ今出てきてるという、時間的なことがあってですね。そして何て言うんですかそのことはですよみたいな話になっていくんだろーと思いたしますが、この今ここに出てきてるのはこれについて協議の場を設けてくれという、そういう意味ですよ。

はい。ちょっと確認でごめんなさい。

○元川事務局次長 こちらの要請書につきましては、先ほどの提言のほうについては、担当の所管の委員会に付託とか、審査ということではなく、提言書として有識者が補助金検討委員会の有識者がまとめた提言書のほうを市長宛に提言するというものが整ったので、議員の皆様にもその内容について御案内するというので報告ということで、その中の協議とかそういったものはしない予定かと存じます。

○小坂委員 今の説明のとおりですね。ですから市長に宛てて出したものでございまして、これをまたここで審査するというのを設けるのかどうかというのは、ちょっとこれは違うような気がするんですけど。私はですよ。ほかの議題、要するに議案としてなってる分にはいいんですけど、これは市長の提言でありますので、議案ではございませんので、これを議会のほうで議論していくというのは、多分、なんていうの理屈上合

わなのような気がするんです。遠うと思います。

○吉田委員長 再度私のほうからちょっと確認をさせていただきたいと思います。今小坂委員などもございました。これを審査するという、そういうものではないだろうという、馴染まないものだということの御意見がございました。まず6条の3項にあるとおりですね、審査の経過と、これを説明するとあるんですけども、これ補助金検討委員会って別の議会とは別のところですね、検討委員会が開かれていてそこから提言が市長にされるというものですので、これは私ども議員がそれについて審議をするとか、そういう状況にはないというふうに認識するものでございますけれども、その辺、事務局ではどのように、はい。

○元川事務局次長 今委員長がおっしゃったとおり、基本条例のほうの条文を読んでも、その審査まず審査がありきといいますか、その審査したものを或いは審査中のものを審査を予定しているものというものであれば、市民の声を聞いてその判断材料とすると、或いは今後の考え方の整理ということで、有効かと存じますけれども、今回の案件は委員長おっしゃったとおり、補助金検討委員会という市長の諮問機関の中で整理したものが市長宛に、今後の対応の部分で提言として出てくるようなもので、こちらの議会側のスタンスとしてはこういうものが、提言されましたよという報告のみに係る部分となっておりますので、その審査の経過の報告とかそういった部分は意見の交換はできない、いいのかなということで個人的には考えてございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。と申しますと6条の3項が今回のものについて適用できるものではないというふうに認識をする次第でございます。なおかつ請願陳情者の要請書、ここに意見交換というふうなところまで踏み込んでおりますが、もうそれはもうできないというもので私は理解するものでございます。報告を私どもは外部団体の補助金検討委員会から報告を受けるという、そこに留まるという状況かというふうに思いますので、提出者に関する要請書にはちょっとなかなか応じることが難しいというふうに思いますが、皆様何か御意見ございますでしょうか。

(「委員長のおっしゃるとおり」との声あり)

○吉田委員長 ありがとうございます。ではこれをですね、付託先を云々というところにはないというふうに思いますので、これ議長から或いは2つあるんですけど、2つというか、付託先を設けるということではなければ、議長から今の意見を持ってですね、お話をいただくことということは可能でございますでしょうか。ここに議長がおられますので。

○島岡議長 はい。この点に関して皆さんのおっしゃるとおりということでよろしくお願います。

○吉田委員長 それでは議長からも了承いただきましたので、この点につきましては、議長、そして並びに事務局よろしくお願ひしたいと存じます。そういうことで、皆様ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 その他、事務局で何かございますでしょうか。

○鈴木副議長 今回の結論を本当にありがたい結論であると感謝いたします。それで、ただ1つ今の議論の結果を聞いて、ちょっと不審に思った点が1点ありまして、市民の方が補助金検討委員会の結果を私たちより先に知ってしまったというところ。市民の方はおそらく補助金検討委員会を傍聴したか何かで、その資料を入手しているのかなと想像はするんですが、公開でそういった会議をやったのであれば、速やかに全議員に通知しないと、これは議会軽視ではないかなということ、今話を聞いてちょっとそこを不審に思ったんですよね。だから、今後この補助金検討委員会以外でも、傍聴者に資料を配布した時点で公開ということは、市民の皆さんのほうが私たちより先にもう情報を持ちちゃってるわけなんですよ。そういう私たちが傍聴に来ればいだろうという話にもなってしまいうんですけれども、公開した瞬間にやっぱり執行部で暖めないで、速やかに議会側にもそういう報告をして、タブレットに資料配布とかしていただかないと、この場合、市民の方が先に知って、先ほど小坂委員おっしゃったように、我々知らないわけですよ。うん。それだと議論をしましようと言われても議論のしようもないし、当然こんな議論を受け付けることも必要はないんですが、その前に執行部の方でちゃんと議会側に議会軽視にならないように、資料を配布してくださいというのは、言ってもいいんじゃないのかなと思うんで、ちょうど今議運の皆さんいるんで、その辺のお考えちょっとお尋ねしたいなと思って、今発言させていただきました。

○吉田委員長 ありがとうございます。貴重なご意見で、これ2ページのところに土浦市補助金検討委員会提言書ということで、これを入手しているということなんですよ。そもそもそのことについて、今副議長のほうからご意見ございました。本当に貴重なご意見だなと思ってありがたく存じます。こうしたものが一般市民に議員よりも先にですね、いってしまうというような状況が、これに限らず今後もそうしたことが起きる可能性というものも考えられますことから、こういう点につきまして、これはまず補助金検討委員会の方には、まず現実こういう状況があるということをお伝えさせていただければかなというふうに思うところがございますが、傍聴に行って聞いたものをまそそれについて、こういうふうに出てきてしまうということについて、何かちょっと違和感を感じる私だけではないのかなと思うんですが。これは情報公開されて。

○小野書記 19日に情報公開がされております。

○吉田委員長 ということは、もうすでに情報公開に基づいて正式なルートで情報公開に基づいて入手しているというそういう状況にあるということなので。ただ先ほどの鈴木副議長の御意見っていうのは、このことについては、そういう手順を踏んで出てきているということで、ただ私どもがそれはまだ、知れてない情報であるというそういう状況下にあるということで、この辺もちょっと様々ちょっとそれ以外のことで。請願陳情の件もありましたけれども、この先例集という、そういった中で何かよく考えていかなければならない案件なのかなというふうには私を感じた次第でございます。そういったこともしっかり取り上げながらやっていきたいなというふうに思いますので議員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 ではよろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木副議長 なるべくせめて当時ぐらい市民私達が情報、今回の花火の中止決定もそうでしたけども、やっぱり私たちが理由を含めてね、そういうのを同じタイミングで情報を持っていないと、市民の皆さんから聞かれて、市民の皆さんのほうが情報をたくさん持ってた場合は、私たちの立場が非常になくなってしまいますので、この補助金に限らず他の案件でもなるべく公開したものに対しては。今ねタブレットがあるわけですから、その辺は早めにお知らせをしていただきたいということは内々にね、執行部のほうにお伝えしてもいいのかなということで考えておりますんで、皆さんが同じ考えであれば、そういう形で正副議長のほうで、執行部に申し入れることもできますので、その辺で皆様方の意見が同じであれば、そういうことをやっていきたいと思ひますので、その辺、それぞれのお考えをお尋ねしたいんですけど。

○吉田委員長 副議長から今お話ございましたその件につきまして、同じ意見かなというふうには存じますが、何かありますでしょうか。

○小坂委員 意見はないんですけど、ただ話の経過からして、あとは議長にお任せして。よろしくお願ひします。

○島岡議長 議会というものが今回のいろんなことで大切なものだというのを皆さんに御理解いただいて、これからも議会の権限をしっかりと守って、議長の役を務めているわけでございますので、これからもしっかりとやっていきたいと思ひますんで、よろしくお願ひいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。それでは、次に条例改正ということでよろしかったですか。

○元川事務局次長 その他ということで事務局からちょっと報告させていただきたくて点がございますのでよろしくお願ひします。参考資料をお願ひいたします。今後予定しております議会関係例規の改正について、2点ほど報告させていただきます。まず、1つ目が、「土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」と、「土浦市議会議員の政治倫理に関する条例」の改正でございます。こちらの改正は、国において、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」及び「同法施行令」が令和7年4月1日に施行されることに伴い、国家公務員に準じて、特別職、市議会議員を含む本市職員等の旅費制度の見直しが必要となるものでございます。現在、国では、「(2)見直し(案)の概要」に記載の内容の旅費の細則について定める財務省令(案)のパブリック・コメントを実施しているところであり、内容は未確定という状況ですが、当該財務省令の内容に基づき、「(3)改正方法(案)」に記載のとおり、「議員報酬及び費用弁償等に関する条例」につきましては、所管部署である人事課にて、他の関係条例と合わせて整理条例として一括で改正、また、「政治倫理に関する条例」については、委員会提出議案としての改正を予定しております。なお、資料2ページ、「(4)スケジュール(案)」にございますとおり、各議案は、来年、令和7年第1回定例会での提出を予定しております。「(5)その他」といたしまして、本改正に伴い、「議員報酬及び費用弁償に関する条例」の規定を準用しております「政務活動費の手引き」における交通費や宿泊費等に

についても、内容の見直しが必要となります。本件につきましては、財務省令の内容確定後、改めてご協議・ご報告させていただきたいと存じます。つづきまして、2つ目が、「土浦市議会事務局規程」の改正でございます。こちらは、令和6年第4回定例会において、人事課より議案提出が予定されております「土浦市職員の給与に関する条例の一部改正」に合わせて、「土浦市議会事務局規程」の改正が必要となるものでございます。

「(2)改正内容(案)」につきましては、条例改正により、定年引上職員の職名として「調整官」が新設されることに伴い、土浦市議会事務局規程に当該補職に関する規定を加えるもので、議長決裁による改正を予定しており、施行日は、令和7年4月1日でございます。報告は以上でございます。

○吉田委員長 今確認をしたいんですがこれ、国の動きが今こういう状況にあるよという御報告を今いただいたというそういう認識でよろしかったですか。

○元川事務局次長 はい。

○吉田委員長 何か皆様気になる点がございましたら。御意見等々全部は無理ですけど。このことについて宿泊費、そういったことを含めてですね、私どもに直接的に関わってくる案件が入っているよという、そういうことでございます。委員会は5月になりますと視察もできるという状況にございますので、そういった点が大きく変わるだろうということが予想されるということでございますので、その点を踏まえていただければなというふうに思うところでございます。そうしたことで何か御意見は特にございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。その他、ございますか。

○櫻井義務局長 ございません。

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○元川事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。